（電子契約事業者向け説明会）

電子契約の導入について

白子町

目次

・電子契約の導入予定

・従来の契約との相違点

・電子契約事務フロー

・ＦＡＱ

電子契約の導入

先行実施

令和６年１０月１日以降に入札公告等を実施する、入札案件の契約の一部において実施

○ 電子契約の対象となる案件は、入札公告等にその旨を記載します。

○ 事業者様が電子契約を希望しない場合、紙文書での契約も可能です。

本格導入

令和７年４月以降、全庁に対象を拡大

ただし、以下に該当するものは対象外

・書面で行うことが法令等で規定されている契約

・契約期間が１０年を超える契約

・自動更新条項付きの契約　等

従来の契約との相違点

★「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が必要です

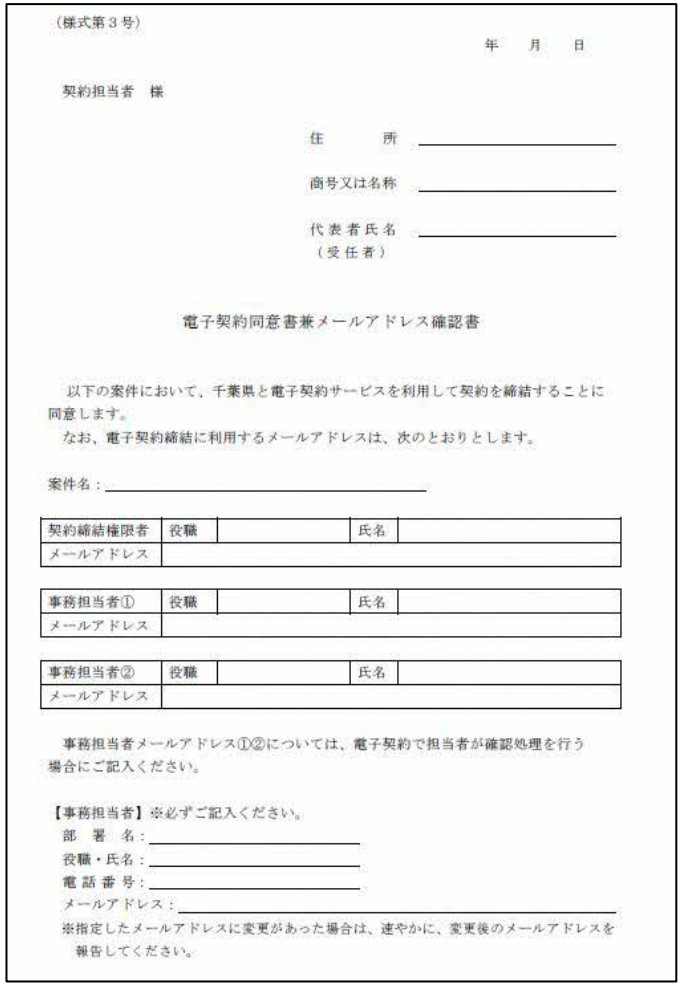

（様式第３号）

年　月　日

契約担当者　様

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
（受任者）

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

以下の案件において、千葉県と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。
なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

案件名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

事務担当者①	役職		氏名	
メールアドレス				

事務担当者②	役職		氏名	
メールアドレス				

事務担当者メールアドレス①②については、電子契約で担当者が確認処理を行う場合にご記入ください。

【事務担当者】※必ずご記入ください。
部　署　名：＿＿＿＿＿＿＿＿
役職・氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿
メールアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿
※指定したメールアドレスに変更があった場合は、速やかに、変更後のメールアドレスを報告してください。

・契約の相手方決定後、電子契約の希望確認を行います。
・電子契約による契約の締結について同意する場合、
本様式に契約締結に利用するメールアドレス等を
記載して提出してください。

※「契約締結に利用するメールアドレス」には、
「契約締結権限者」（必須）と「事務担当者」（任意）の
メールアドレスを記載します。

※本様式は、町のホームページでも公開予定です。

電子契約事務フロー（電子入札の例）

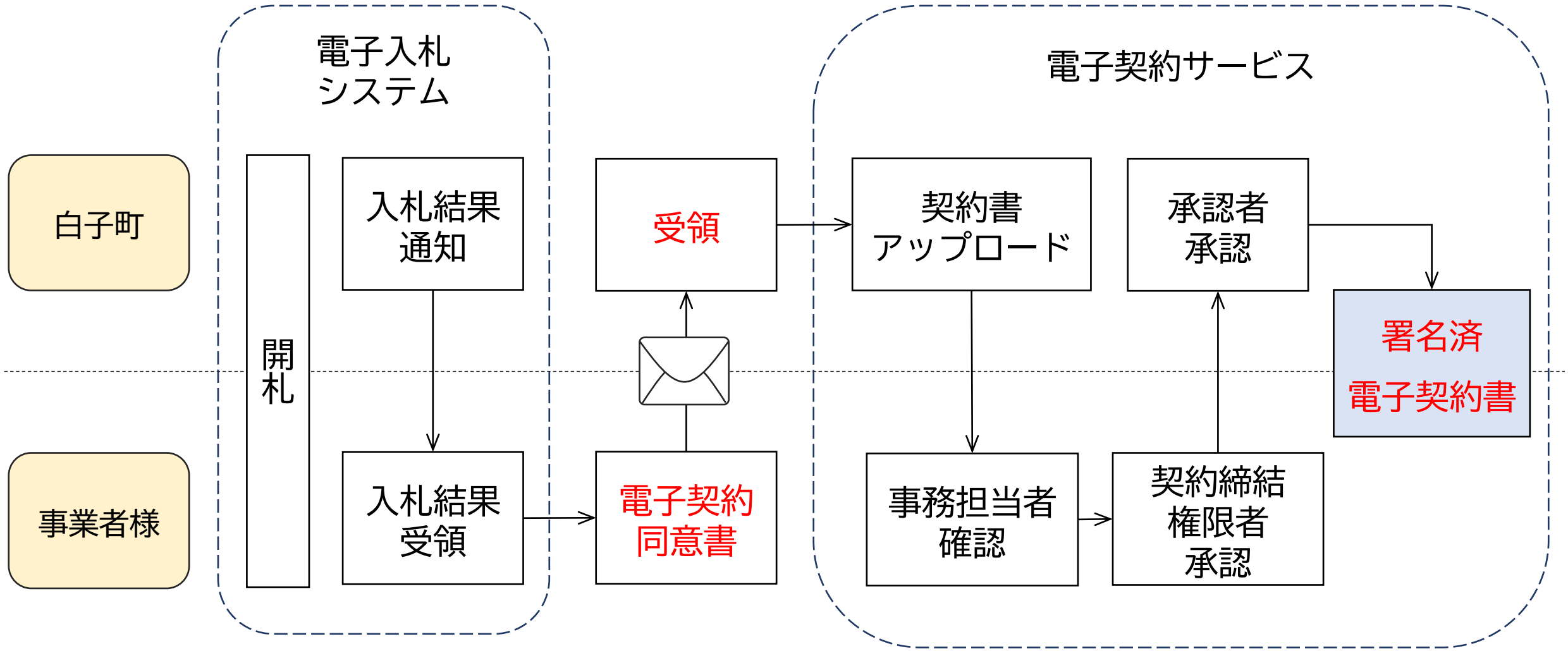

ＦＡＱ（電子契約サービスの利用について）

質問	回答
従来どおり、紙による契約も可能か。	紙による契約も選択可能ですが、印紙代の削減や事務の簡素化のため、できるだけ電子契約の利用をお願いします。
「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、契約の都度、提出する必要があるか。	「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は案件ごとに提出いただきます。契約の案件ごとに、別のメールアドレスを設定して支障ありません。
契約締結に利用するメールアドレスは、いくつ必要か。	契約締結権限者として、最低１つのメールアドレスが必要です。 権限者の承認前に担当者などが確認処理を行いたい場合には、事務担当者用のメールアドレスを加えて設定することも可能ですので、社内規程等に応じて設定してください。
契約締結権限者と事務担当者で、同一のメールアドレスを使用することができるか。	できません。 別々のメールアドレスを設定するか、契約締結権限者による承認のみとするなどの対応をお願いします。
契約締結権限者は、入札参加資格登録で提出した者（委任があれば受任者）とするべきか。	必ずしも一致させる必要はありませんので、社内規程等に則り、当該契約締結に係る決裁権を有している方をご記載ください。

ＦＡＱ（電子契約の手続について）

質問	回答
署名前に契約書の内容に誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいか。	契約書の内容に問題があり同意できない場合は、サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行います。却下理由を入力していただくことで、その内容が町の担当者へ電子メールにより伝達され、内容を修正の上、改めて手続を行います。
受注者側で契約締結権限者や事務担当者のメールアドレスを変更することができるか。	受注者側で変更することはできません。 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載したアドレスから変更する場合には、速やかに発注機関へ御連絡をお願いします。
契約書以外の書類について、電子契約サービスで送付可能か。	電子契約サービスでは契約書のみを取扱い、それ以外の書類は送付することはできないため、従来どおりの取扱いとなります。

ＦＡＱ（電子契約による契約書の取扱いについて）

質問	回答
電子署名が付与された契約書は、どのメールアドレスに送付されるのか。	契約書に電子署名を付与した全員宛てにメール送付されます。 また、締結済の契約書のデータは、クラウドサインのサービス上に保管されます。
締結済の契約書はどのように保管すればよいか。	締結済の契約書は、電子帳簿保存法に対応した形で保管する必要があります。 なお、電子署名が付与されたPDFファイルが契約書の原本であり、プリントアウトした契約書については、捺印も電子署名も施されないため、「契約書の写し」との扱いとなります。
締結済の契約書は、いつまで電子契約サービス上に保管されるのか。	電子署名が付与された締結済の契約書は、クラウドサインのサービス上に無期限で保管されます。
町がクラウドサインのサービスを利用しなくなった場合は、サービス上の契約書のデータは削除されるのか。	町の契約終了後も、事業者様側において閲覧・ダウンロードが可能です。
契約書の内容に誤りがあった場合には、修正が可能か。	電子署名が付与された締結済の契約書は改変することができません。 対応については発注担当課にお問い合わせください。

本件に関する問合せ先

本日の説明会で使用した資料や、いただいた御質問に対する回答については、
近日中に白子町ホームページに掲載いたします。

また、電子申請サービスの機能や操作方法については、
クラウドサインのヘルプセンター・チャットサポートを御活用ください。

☞「クラウドサイン ヘルプセンター」（https://help.cloudsign.jp/ja/）